

令和 7 年 第 7 回 川西市教育委員会（定例会）議事日程表

会議日時 令和 7 年 3 月 1 9 日（水） 午後 2 時から

場 所 川西市役所 4 階 庁議室

日程 番号	議 案 番 号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	議案 第 1 1 号	教育委員会事務の補助執行の一部を解除することについて	
5	議案 第 1 2 号	組織編成に伴う規則改正について (川西市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について)	
6	議案 第 1 3 号	組織編成に伴う規程改正について (教育委員会権限事務の補助執行に関する規程及び、市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程の一部を改正する規程の制定について)	
7	議案 第 1 4 号	川西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について	
8	議案 第 1 5 号	川西市教育委員会事務処理規則及び、川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について	
9	議案 第 1 6 号	川西市立特別支援学校学則の一部を改正する学則の制定について	
1 0	議案 第 1 7 号	川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
1 1	議案 第 1 8 号	川西市教育委員会に係る個人情報の安全管理措置に関する取扱規程の制定について	
1 2	議案 第 1 9 号	令和 7 年度版「川西の教育」について	
1 3	議案 第 2 0 号	「川西の教育」 グランドデザインについて	

令和 7 年 第 7 回

川西市教育委員会（定例会）議案書

川 西 市 教 育 委 員 会

目

次

- 議案 第 11 号 教育委員会事務の補助執行の一部を解除することについて
- 議案 第 12 号 組織編成に伴う規則改正について
(川西市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について)
- 議案 第 13 号 組織編成に伴う規程改正について
(教育委員会権限事務の補助執行に関する規程及び、市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程の一部を改正する規程の制定について)
- 議案 第 14 号 川西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案 第 15 号 川西市教育委員会事務処理規則及び、川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案 第 16 号 川西市立特別支援学校学則の一部を改正する学則の制定について
- 議案 第 17 号 川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案 第 18 号 川西市教育委員会に係る個人情報の安全管理措置に関する取扱規程の制定について
- 議案 第 19 号 令和7年度版「川西の教育」について
- 議案 第 20 号 「川西の教育」グランドデザインについて

議案第 11 号

教育委員会事務の補助執行の一部を解除することについて

教育委員会事務の補助執行の一部を解除することについて、市長より協議を受けたことにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和7年3月19日

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

補助執行の一部解除を受けることについて、市長へ回答する必要があるので、本案を提出する。

令和7年3月18日

川西市教育委員会
教育長 石田 剛 様

川西市長 越田 謙治郎

教育委員会事務の補助執行の一部を解除することについて（協議）

こども未来部で所掌している下記の事務について、補助執行を解除するにあたり、地方自治法第180条の7の規定により協議します。

記

- （1）不登校・長期欠席の生徒（児童を含む。）への対応（学校が実施するものを除く。）に関する事。

令和7年3月19日

川西市長 越 田 謙 治 郎 様

川西市教育委員会
教育長 石 田 剛

教育委員会事務の補助執行の一部を解除することについて（回答）

令和7年3月18日付で協議がありましたみだしのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

（１） 不登校・長期欠席の生徒（児童を含む。）への対応（学校が実施するものを除く。）に関すること。

上記（１）につきまして、教育委員会事務の補助執行の一部を解除することに異議はありません。

議案第 12 号

組織編成に伴う規則改正について

組織編成に伴い、川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和7年3月19日提出

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

補助執行業務の再編に伴い、規則の一部を改正する必要があるため本案を提出する。

川西市教育委員会規則第 ○ 号

川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川西市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和 44 年川西市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条教育保育課の項第 1 6 号中「（他部課に属するものを除く。）」を削る。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

川西市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和44年川西市教育委員会規則第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（略） （分掌事務） 第7条 部及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。 教育推進部 （略） 教育保育課 （1） 学校の組織編成及び教育課程に関すること。 （2） 学校の学習指導に関すること。 （3） 学校教育及び学校経営の指導助言に関すること。 （4） 学校園所の保健及び安全に関すること。 （5） 学校及び就学前教育の総合調整に関すること。 （6） 学校に対する生徒（児童を含む。）指導の支援に関すること。 （7） 体験教育の推進に関すること。 （8） 進路指導の支援に関すること。 （9） 学校運営協議会及び地域学校協働本部に関すること。 （10） 幼児教育・保育施設の教育保育の推進に関すること。 （11） 青少年の補導及び非行防止に関すること。 （12） 青少年の調査研究及び資料収集に関すること。 （13） 教育に関する専門的、技術的事項の研究並びに情報収集及び資	（略） （分掌事務） 第7条 部及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。 教育推進部 （略） 教育保育課 （1） 学校の組織編成及び教育課程に関すること。 （2） 学校の学習指導に関すること。 （3） 学校教育及び学校経営の指導助言に関すること。 （4） 学校園所の保健及び安全に関すること。 （5） 学校及び就学前教育の総合調整に関すること。 （6） 学校に対する生徒（児童を含む。）指導の支援に関すること。 （7） 体験教育の推進に関すること。 （8） 進路指導の支援に関すること。 （9） 学校運営協議会及び地域学校協働本部に関すること。 （10） 幼児教育・保育施設の教育保育の推進に関すること。 （11） 青少年の補導及び非行防止に関すること。 （12） 青少年の調査研究及び資料収集に関すること。 （13） 教育に関する専門的、技術的事項の研究並びに情報収集及び資

料収集に関すること。

(14) 教育関係職員の研修に関すること。

(15) PTAに関すること。

(16) 不登校・長期欠席の児童・生徒への対応 (他部課に属するものを除く。) に関すること。

(17) 課の庶務に関すること。

(略)

料収集に関すること。

(14) 教育関係職員の研修に関すること。

(15) PTAに関すること。

(16) 不登校・長期欠席の児童・生徒への対応に関すること。

(17) 課の庶務に関すること。

(略)

議案第 13 号

組織編成に伴う関係規程改正について

組織編成に伴う関係規程改正を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和7年3月19日提出

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

補助執行業務の再編に伴い、規則の一部を改正する必要があるため本案を提出する。

川西市教育委員会訓令第 ○ 号

教育委員会権限事務の補助執行に関する規程の及び、市長の補助職員の
教育委員会権限事務の専決に関する規程の一部を改正する規程

(教育委員会権限事務の補助執行に関する規程の一部改正)

第1条 教育委員会権限事務の補助執行に関する規程（昭和28年川西市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

(市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程の一部改正)

第2条 市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程（昭和28年川西市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

事項	部長	副部長	課長
1 学校施設に対する国及び県の補助事業に関すること。	○		
2 学校施設台帳を整備すること。		○	
3 児童生徒の転入学手続に関すること。			○
4 社会教育施策の企画調整及び推進に関すること。	重要なもの	軽易なもの	
5 社会教育委員の会議開催に関する事務を処理すること。			○
6 社会教育委員の研究及び調査の事務を処理すること。			○
7 ユネスコ及び婦人会に関する事務を処理すること。		重要なもの	軽易なもの

8 児童生徒に対する地域支援施策（地域学校協働本部に関するものを除く。）の実施に関する事。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
9 スクールソーシャルワーカーの業務に関する事。	重要なもの	比較的重要なもの	
10 教育相談（学校が実施するものを除く。）に関する事。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

教育委員会権限事務の補助執行に関する規程（平成28年川西市教育委員会訓令第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(略) (補助執行) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を市長の補助職員に補助執行させる。 (1) 学校施設の営繕計画及びその実施に関すること。 (2) 学校施設の補助金等に関すること。 (3) 学校施設に関する調査、研究及び統計に関すること。 (4) 学校施設台帳に関すること。 (5) その他学校施設の管理保全及び整備補修に関すること。 (6) 児童生徒の転入学手続に関すること。 (7) 社会教育に関すること。 (8) ユネスコ活動に関すること。 (9) 婦人会に関すること。 (10) 児童生徒に対する地域支援施策（地域学校協働本部に関することを除く。）の推進に関すること。 <u>(11) 不登校・長期欠席の生徒（児童を含む。）への対応（学校及び他部課が実施するものを除く。）に関すること。</u> <u>(12)</u> スクールソーシャルワーカーの業務に関すること。	(略) (補助執行) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を市長の補助職員に補助執行させる。 (1) 学校施設の営繕計画及びその実施に関すること。 (2) 学校施設の補助金等に関すること。 (3) 学校施設に関する調査、研究及び統計に関すること。 (4) 学校施設台帳に関すること。 (5) その他学校施設の管理保全及び整備補修に関すること。 (6) 児童生徒の転入学手続に関すること。 (7) 社会教育に関すること。 (8) ユネスコ活動に関すること。 (9) 婦人会に関すること。 (10) 児童生徒に対する地域支援施策（地域学校協働本部に関することを除く。）の推進に関すること。 (削除) <u>(11)</u> スクールソーシャルワーカーの業務に関すること。

(13) 教育相談（学校が実施するものを除く。）に関すること。

(14) 幼稚園の設置及び廃止に関すること。

(略)

(12) 教育相談（学校が実施するものを除く。）に関すること。

(13) 幼稚園の設置及び廃止に関すること。

(略)

市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程（平成28年川西市教育委員会訓令第2号）新旧対照表

別表（第2条関係） 現行

事項	部長	副部長	課長
1 学校施設に対する国及び県の補助事業に関すること。	○		
2 学校施設台帳を整備すること。		○	
3 児童生徒の転入学手続に関すること。			○
4 社会教育施策の企画調整及び推進に関すること。	重要なもの	軽易なもの	
5 社会教育委員の会議開催に関する事務を処理すること。			○
6 社会教育委員の研究及び調査の事務を処理すること。			○
7 ユネスコ及び婦人会に関する事務を処理すること。		重要なもの	軽易なもの
8 児童生徒に対する地域支援施策（地域学校協働本部に関するものを除く。）の実施に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
<u>9 不登校・長期欠席の生徒（児童を含む。）への対応（学校及び他部課が実施するものを除く。）に関すること。</u>	<u>重要なもの</u>	<u>比較的重要なもの</u>	<u>軽易なもの</u>
10 スクールソーシャルワーカーの業務に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	
11 教育相談（学校が実施するものを除く。）に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの

別表（第2条関係） 改正後（案）

事項	部長	副部長	課長
1 学校施設に対する国及び県の補助事業に関すること。	○		
2 学校施設台帳を整備すること。		○	
3 児童生徒の転入学手続に関すること。			○
4 社会教育施策の企画調整及び推進に関すること。	重要なもの	軽易なもの	
5 社会教育委員の会議開催に関する事務を処理すること。			○
6 社会教育委員の研究及び調査の事務を処理すること。			○
7 ユネスコ及び婦人会に関する事務を処理すること。		重要なもの	軽易なもの
8 児童生徒に対する地域支援施策（地域学校協働本部に関するものを除く。） の実施に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
9 スクールソーシャルワーカーの業務に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	
10 教育相談（学校が実施するものを除く。）に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの

議案第 14 号

川西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について

川西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和7年3月19日提出

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

文言修正を行うため、規則の一部を改正する必要があるので本案を提出する。

川西市教育委員会規則第 ○ 号

川西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

川西市教育委員会公告式規則（昭和29年川西市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「（第2項の教育長の署名に関する事項を除く。）」を削る。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

川西市教育委員会公告式規則（昭和29年川西市教育委員会規則第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（略） （準用） 第4条 第2条 <u>（第2項の教育長の署名に関する事項を除く。）</u> 及び第3条の規定は、公表を要する教育委員会の告示及びその他の規程の公告に準用する。	（略） （準用） 第4条 第2条及び第3条の規定は、公表を要する教育委員会の告示及びその他の規程の公告に準用する。

議案第 15 号

川西市教育委員会事務処理規則の及び、川西市教育委員会事務局事務分掌規則の
一部を改正する規則の制定について

川西市教育委員会事務処理規則の及び、川西市教育委員会事務局事務分掌規則の
一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、市長に申出するにつき、川西市
教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の
規定により議決を求める。

令和7年3月19日提出

川西市教育委員会
教育長 石 田 剛

提案理由

放課後児童居場所づくり事業を実施するにあたり、規則の一部を改正する必要があるため本案を提出する。

川西市規則第 号

川西市教育委員会事務局事務処理規則及び、川西市教育委員会事務局
事務分掌規則の一部を改正する規則

川西市教育委員会事務局事務処理規則（昭和42年教育委員会規則第13号）の一部を
次のように改正する。

別表第7項中

「

8 放課後児童健全育成事業の 制限及び停止に関する事	比較的重要な もの		軽易なもの
-------------------------------	--------------	--	-------

」

を

「

8 放課後児童健全育成事業の 制限及び停止に関する事	比較的重要な もの		軽易なもの
9 放課後児童居場所づくり事 業の運営に関する事	重要なもの		軽易なもの
10 放課後児童居場所づくり事 業の利用の可否を決定する こと。			○

」

に改める。

川西市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和44年教育委員会規則第7号）の一部を次
のように改正する。

第7条入園所相談課の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次
の1号を加える。

(4)放課後児童居場所づくり事業に関する事。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表（第11条関係） 個別専決事項 （略） 7 教育推進部入園所相談課に関する事項 【別記7 参照】	別表（第11条関係） 個別専決事項 （略） 7 教育推進部入園所相談課に関する事項 【別記7 参照】

【別記7】

現行

事項	部長	副部長	課長
1 民間幼稚園、保育所及び認定こども園の運営及び支援に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
2 幼稚園の入園に関すること。			○
3 認可外保育施設及び地域型保育事業の支援に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
4 保育所及び認定こども園の入所の可否を決定すること。			○
5 留守家庭児童育成クラブの運営に関すること。	重要なもの		軽易なもの
6 留守家庭児童育成クラブの入所の可否を決定すること。			○
7 放課後児童健全育成事業の届出及び監督に関すること。	重要なもの		軽易なもの
8 放課後児童健全育成事業の制限及び停止に関すること。	比較的重要なもの		軽易なもの

改正後（案）

事項	部長	副部長	課長
1 民間幼稚園、保育所及び認定こども園の運営及び支援に関する事	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
2 幼稚園の入園に関する事			○
3 認可外保育施設及び地域型保育事業の支援に関する事	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
4 保育所及び認定こども園の入所の可否を決定する事			○
5 留守家庭児童育成クラブの運営に関する事	重要なもの		軽易なもの
6 留守家庭児童育成クラブの入所の可否を決定する事			○
7 放課後児童健全育成事業の届出及び監督に関する事	重要なもの		軽易なもの
8 放課後児童健全育成事業の制限及び停止に関する事	比較的重要なもの		軽易なもの
<u>9 放課後児童居場所づくり事業の運営に関する事。</u>	<u>重要なもの</u>		<u>軽易なもの</u>
<u>10 放課後児童居場所づくり事業の利用の可否を決定する事。</u>			<u>○</u>

川西市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和44年川西市教育委員会規則第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(略) (分掌事務) 第7条 部及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。 教育推進部 (略) 入園所相談課 (1) 幼児教育・保育施設の運営支援に関すること。 (2) 放課後児童健全育成事業に関すること。 (3) 前2号に係る施設の入園所に関すること。 (4) 地域型保育事業の施設監査及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく支援提供の確認監査に関すること。 (5) 課の庶務に関すること。	(略) (分掌事務) 第7条 部及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。 教育推進部 (略) 入園所相談課 (1) 幼児教育・保育施設の運営支援に関すること。 (2) 放課後児童健全育成事業に関すること。 (3) 前2号に係る施設の入園所に関すること。 <u>(4) 放課後児童居場所づくり事業に関すること。</u> (5) 地域型保育事業の施設監査及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく支援提供の確認監査に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。

議案第 16 号

川西市立特別支援学校学則の一部を改正する学則の制定について

川西市立特別支援学校学則の一部を改正する学則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和7年3月19日提出

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

小・中学部の承諾及び、高等部の入学の許可手続きの整備に伴い、学則の一部を改正する必要があるので本案を提出する。

川西市教育委員会規則第 ○ 号

川西市立特別支援学校学則の一部を改正する学則

川西市立特別支援学校学則（昭和 5 2 年川西市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条第 1 項中「入学」を「高等部の入学」に改め、同条第 2 項中「選考」を「前項の選考」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（就学の承諾）

第 5 条 小・中学部の就学は、教育長が承諾する。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

川西市立特別支援学校学則（昭和53年川西市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（略） （入学の許可） 第5条 入学は、選考のうえ、校長が許可する。 2 選考に関して必要な事項は、別に定める。 （入学の手続） 第6条 保護者（児童等に対して親権を行う者をいう。）は、子を入学させようとするときは、入学願に次の書類を添えて、校長に提出しなければならない。 （1） 就学の始期に達した者にあつては、教育委員会の発行する就学通知書 （2） 他の小学校、中学校又は高等学校から転入学する者にあつては、在学校長の在学証明書 （修業年限） 第7条 高等部の修業年限は、3年とする。 （補則） 第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、校長が定める。	（略） <u>（就学の承諾）</u> <u>第5条 小・中学部の就学は、教育長が承諾する。</u> （入学の許可） 第<u>6</u>条 <u>高等部</u>の入学は、選考のうえ、校長が許可する。 2 <u>前項</u>の選考に関して必要な事項は、別に定める。 （入学の手続） 第<u>7</u>条 保護者（児童等に対して親権を行う者をいう。）は、子を入学させようとするときは、入学願に次の書類を添えて、校長に提出しなければならない。 （1） 就学の始期に達した者にあつては、教育委員会の発行する就学通知書 （2） 他の小学校、中学校又は高等学校から転入学する者にあつては、在学校長の在学証明書 （修業年限） 第<u>8</u>条 高等部の修業年限は、3年とする。 （補則） 第<u>9</u>条 この規則の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

付 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則（昭和56年3月27日教委規則第8号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月27日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（省略）

付 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則（昭和56年3月27日教委規則第8号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月27日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（省略）

議案第 17 号

川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

川西市学校給食費の徴収等に関する規則（令和3年川西市規則第57号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第5号の規定により議決を求める。

令和7年3月19日提出

川西市教育委員会
教育長 石 田 剛

提案理由

学校給食用の保護者負担額の変更に伴い、規則の一部を改正する必要があるためので本案を提出する。

川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 号

川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

川西市学校給食費の徴収等に関する規則（令和 3 年川西市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

種別	区分	1 食当たりの学校給食費
小学校及び特別支援学校	主食、副食及び牛乳	3 0 2 円
	牛乳飲用停止給食	2 2 7 円
	副食停止給食	1 1 8 円
	牛乳のみの給食	7 5 円
	米飯のみの給食	4 3 円
中学校	主食、副食及び牛乳	3 4 5 円
	牛乳飲用停止給食	2 7 0 円
	副食停止給食	1 2 4 円
	牛乳のみの給食	7 5 円
	米飯のみの給食	4 9 円

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

川西市学校給食費の徴収等に関する規則(令和3年川西市規則第57号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(略) (学校給食費の額) 第5条 学校給食費の年額は、別表左欄に掲げる種別ごとに同表中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める1食当たりの学校給食費の額に、川西市立学校における学校給食の標準実施回数(以下「標準実施回数」という。)を乗じて得た額とする。ただし、臨時喫食者にあつては、実際に喫食した回数を標準実施回数とみなす。 別表(第5条関係) 【別記1 参照】	(略) (学校給食費の額) 第5条 学校給食費の年額は、別表左欄に掲げる種別ごとに同表中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める1食当たりの学校給食費の額に、川西市立学校における学校給食の標準実施回数(以下「標準実施回数」という。)を乗じて得た額とする。ただし、臨時喫食者にあつては、実際に喫食した回数を標準実施回数とみなす。 別表(第5条関係) 【別記1 参照】

【別記1】

現行

種別	区分	1食当たりの学校給食費
小学校及び特別支援学校	主食、副食及び牛乳	<u>276</u> 円
	牛乳飲用停止給食	<u>208</u> 円
	副食停止給食	<u>101</u> 円
	牛乳のみの給食	<u>68</u> 円
	米飯のみの給食	<u>33</u> 円
中学校	主食、副食及び牛乳	<u>311</u> 円
	牛乳飲用停止給食	<u>243</u> 円
	副食停止給食	<u>101</u> 円
	牛乳のみの給食	<u>68</u> 円
	米飯のみの給食	<u>33</u> 円

改正後（案）

種別	区分	1食当たりの学校給食費
小学校及び特別支援学校	主食、副食及び牛乳	<u>302</u> 円
	牛乳飲用停止給食	<u>227</u> 円
	副食停止給食	<u>118</u> 円
	牛乳のみの給食	<u>75</u> 円
	米飯のみの給食	<u>43</u> 円
中学校	主食、副食及び牛乳	<u>345</u> 円
	牛乳飲用停止給食	<u>270</u> 円
	副食停止給食	<u>124</u> 円
	牛乳のみの給食	<u>75</u> 円
	米飯のみの給食	<u>49</u> 円

議案第 18 号

川西市教育委員会に係る個人情報の安全管理措置に関する取扱規程の制定について

川西市教育委員会に係る個人情報の安全管理措置に関する取扱規程を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和7年3月19日提出

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、「行政機関の長等は、保有個人の情報漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のため必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定されたため本案を提出する。

川西市教育委員会訓令第 ○ 号

川西市教育委員会に係る個人情報の安全管理措置に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項に規定する保有個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項において規定する特定個人情報を除く。以下同じ。）の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「保有個人情報管理措置」という。）について定めるものとする。

(他の訓令の準用)

第2条 川西市個人情報の安全管理措置に関する取扱規程（令和6年川西市訓令第16号）第2条から第26条までの規定は、川西市教育委員会（以下「委員会」という。）の保有個人情報管理措置について準用する。

2 前項の規定による準用についての読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条2項	副市長	教育長
第4条2項	総務部長	教育推進部長

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 体制(第3条―第8条)
- 第3章 保有個人情報の取扱い(第9条―第19条)
- 第4章 安全確保上の問題に係る対応(第20条―第22条)
- 第5章 監査及び点検の実施(第23条―第25条)
- 第6章 補則(第26条)

付則

- 第1章 総則
(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第66条第1項に規定する保有個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項において規定する特定個人情報を除く。以下同じ。)の安全管理のために必要かつ適切な措置について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、法及び川西市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年川西市条例第42号。以下「条例」という。)で使用する用語の例による。

第2章 体制

(総括責任者)

第3条 保有個人情報の適正な取扱いに係る重要事項を決定し、他の実施機関との調整を行うため、総括責任者を置く。

2 総括責任者は、副市長をもって充てる。

(取扱責任者)

第4条 保有個人情報の適正な取扱い並びに円滑な運用及び管理を行うため、取扱責任者を置く。

2 取扱責任者は、総務部長をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 保有個人情報の安全かつ適正な管理を行うため、川西市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年川西市規則第9号。以下「細則」という。)第4条に定める個人情報管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置く。

2 管理責任者は、保有個人情報を所管する課等(課及びこれに準ずる組織をいう。以下同じ。)の長をもって充てる。ただし、保有個人情報事務を複数の所属で行う場合は、主たる保有個人情報事務を実施する所属の課等の長を管理責任者とする。

3 管理責任者は、当該管理責任者が所管する職員(前項ただし書に規定する場合にあっては、当該保有個人情報事務を実施する所属の職員)がこの規程を遵守するよう必要な措置を講ずるものとする。

4 管理責任者は、保有個人情報を取り扱う者(以下「保有個人情報取扱者」という。)を指名し、保有個人情報取扱者の役割を指定し、保有個人情報取扱者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

5 管理責任者は、保有個人情報取扱者が取り扱う保有個人情報の範囲を指定する。

6 管理責任者は、次に掲げる体制を整備するものとする。

(1) 保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損(以下「情報漏えい等」という。)の事案の発生又は兆候を把握した場合の報告、連絡及び対応に係る体制

(2) 保有個人情報取扱者がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合における報告、連絡及び対応に係る体制

(3) 保有個人情報を複数の所属で取り扱う場合の各所属の役割分担及び責任の明確化

(保有個人情報取扱者の責務)

第6条 保有個人情報取扱者は、法の趣旨にのっとり、関係法令等の規定及び管理責任者等の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(監査責任者)

第7条 保有個人情報事務における保有個人情報の適正な取扱いを確保するため、各所属に監査責任者を置く。

2 監査責任者は、保有個人情報事務を行う所属の課長補佐又はこれと同等の職にある者をもって充てる。ただし、課長補佐又はこれと同等の職にある者がいない場合は、直近下位の者をもって充てる。

(教育研修)

第8条 取扱責任者は、保有個人情報取扱者に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、保有個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行うものとする。

- 2 管理責任者は、所属の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第3章 保有個人情報の取扱い

(アクセスの制限)

第9条 管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報を閲覧、取得又は利用する権限を有する者を、当該保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要最小限の範囲の保有個人情報取扱者に限定しなければならない。

- 2 [前項](#)に規定する権限を付与されていない職員は、当該保有個人情報を閲覧、取得、又は利用してはならない。
- 3 保有個人情報取扱者は、[第1項](#)に規定する権限を付与された場合であっても、当該保有個人情報へのアクセスは必要最小限としなければならない。業務上の目的以外の目的で当該保有個人情報を閲覧、取得又は利用してはならない。

(複製等の制限)

第10条 管理責任者は、保有個人情報取扱者が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、保有個人情報取扱者は、管理責任者の指示に従い行わなければならない。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第11条 保有個人情報取扱者は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、管理責任者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第12条 保有個人情報取扱者は、管理責任者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を施錠可能な場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫等への保管等の当該保有個人情報の情報漏えい等を防止するための措置を講じるものとする。

(誤送付等の防止)

第13条 保有個人情報取扱者は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務又は事業において取り扱う保有個人情報の機密性等その内容に応じ、パスワードの設定、複数の職員による確認、チェックリストの活用等の必要な措置を講じなければならない。

(廃棄等)

第14条 保有個人情報取扱者は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体(端末機器及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、管理責任者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該保有個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

- 2 保有個人情報の消去又は保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合(再委託を含む。)には、保有個人情報取扱者等による立会い又は委託を受けた者から写真等を付した消去若しくは廃棄を証明する書類を受け取ることその他適切な方法により、当該消去又は廃棄が確実に行われていることを確認しなければならない。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第15条 管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録する。

(外的環境の把握)

第16条 管理責任者は、保有個人情報が、外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、当該保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(保有個人情報の提供)

第17条 管理責任者は、[法第69条第2項第4号](#)の規定に基づき保有個人情報を提供する場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について当該提供先との間で書面を取り交わすこと。
 - (2) 当該提供先への安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、当該提供前又は随時に実地調査等を行い、当該措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずること。
- 2 管理責任者は、[法第69条第2項第3号](#)の規定に基づき保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、[前項各号](#)に規定する措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第18条 管理責任者は、保有個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部の委託をする場合には、委託を受ける者において、市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられることについて、あらかじめ確認するものとする。

- 2 管理責任者は、前項の委託をする場合は、委託を受けた者との契約書に、保有個人情報の取扱いに関する特記事項を規定するとともに、委託を受けた者において、市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 3 管理責任者は、保有個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部の委託を受けた者が再委託をする場合は、委託をする業務において取り扱う保有個人情報の適切な安全管理措置が講じられることを確認した上で再委託の諾否を判断するものとする。
- 4 前3項の規定は、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合であつて、当該公の施設の管理業務に伴い保有個人情報を取り扱うこととなる場合に準用する。
- 5 管理責任者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等保有個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(その他)

第19条 管理責任者は、保有個人情報を提供し、又は保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講じなければならない。

第4章 安全確保上の問題に係る対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第20条 保有個人情報の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、特定の職員又は委託を受けた者(再委託を含む。)が法その他関連する法令等の定め違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保の上で問題となる事案又は事案の発生のおそれを認識した職員又は委託を受けた者は、直ちに当該保有個人情報を管理する管理責任者に報告しなければならない。

- 2 管理責任者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。この場合において、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行わせることを含む。)ものとする。
- 3 管理責任者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、取扱責任者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括責任者に当該事案の内容等について報告しなければならない。
- 4 総括責任者は、前項ただし書の規定による報告を受けた場合には、当該事案の内容、経緯、被害状況等を市長に速やかに報告しなければならない。
- 5 管理責任者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している所属に再発防止措置を共有しなければならない。

(法に基づく報告及び通知)

第21条 取扱責任者は法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、前条の措置と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力しなければならない。

(公表等)

第22条 取扱責任者は、法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

第5章 監査及び点検の実施

(監査)

第23条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第2章から前章までに規定する措置の状況を含む市における保有個人情報の管理の状況について、定期及び必要に応じて随時に監査(外部監査を含む。以下同じ。)を行い、その結果を総括責任者に報告するものとする。

(点検)

第24条 管理責任者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期及び必要に応じて随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括責任者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第25条 総括責任者又は管理責任者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じるものとする。

第6章 補則

(補則)

第26条 この規程の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第 19 号

令和7年度版「川西の教育」について

令和7年度版「川西の教育」について、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

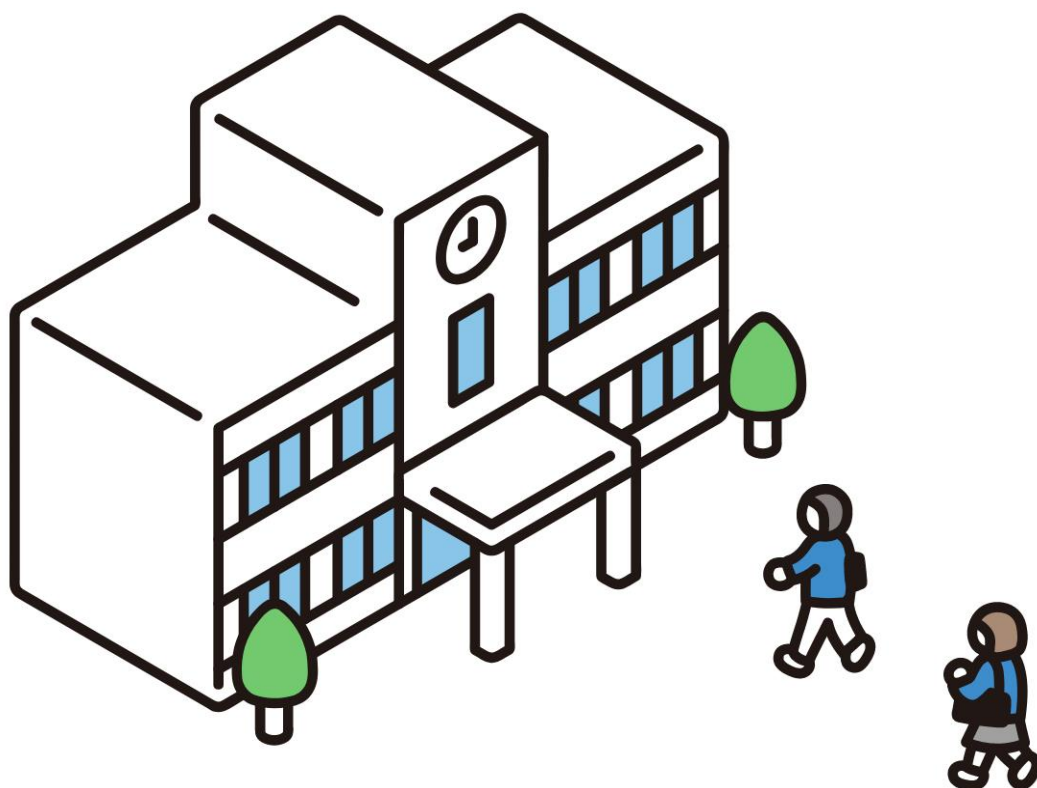
令和7年3月19日

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

「川西の教育」を令和7年度版に改訂するため、本案を提出する。



令和 7 年度

川西の教育
～アクションプラン～

川西市教育委員会

目次

はじめに

川西の教育～アクションプラン～とは？	-----	P1
川西の教育～アクションプラン～の位置づけ	-----	P1

今年度の重要施策

令和7年度重要施策 一覧	-----	P3
--------------	-------	----

教育委員会事務局の主な取組

教育委員会事務局の主な取組	-----	P5
---------------	-------	----

学校園所の主な取組

学校園所の主な取組	-----	P8
-----------	-------	----

令和5年度の主な取組と評価

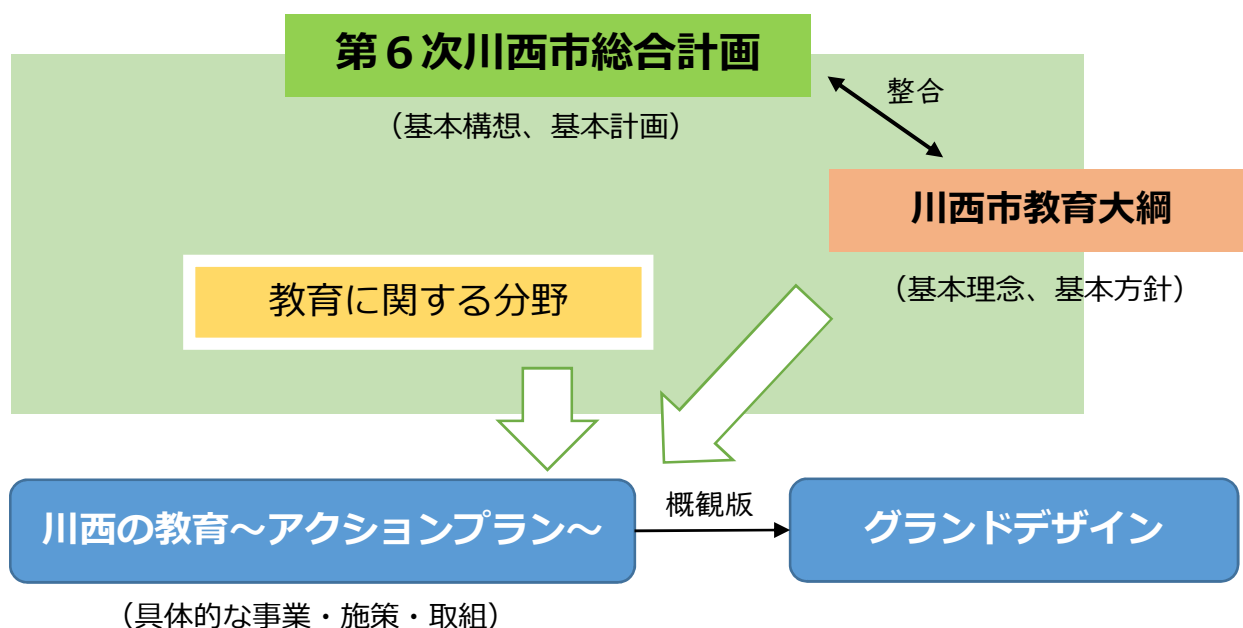
令和5年度の主な取組と外部有識者からの評価	-----	P10
-----------------------	-------	-----

川西の教育～アクションプラン～とは？

令和6年度に、川西市のめざすまちづくりの基本方針「第6次川西市総合計画」を策定しました。また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、川西市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針として「川西市教育大綱」も同時に策定しました。教育大綱の策定に向けては子どもの意見を大切にしたいという思いから、市長、教育長、教育委員が全中学校・特別支援学校へ訪問し、生徒と対話を重ねました。

川西市教育委員会では、第6次総合計画や教育大綱に基づいて取り組む事業のうち、重点的に取り組む事業やこれまで取り組んできた内容を『川西の教育～アクションプラン～』としてまとめました。取組内容を共有するだけでなく、進捗状況や成果・課題をまとめ、子どもたちの充実した学びや育ちにつながる取組を進めていきます。

川西の教育～アクションプラン～の位置づけ



「第6次川西市総合計画」は、基本構想として5つの柱「1.人が豊かに育つ川西の実現」「2.にぎわいが生まれる川西の実現」「3.安全安心を備えた川西の実現」「4.快適な環境で暮らせる川西の実現」「5.変革の歩みを止めない川西の実現」で構成しています。

教育委員会の事業は、基本構想の5つの柱のうち主に「1.人が豊かに育つ川西の実現」の「小施策2.子育て環境整備」「小施策3.教育保育」「小施策4.若者支援」に体系づけています。

(次頁図参照)

基本構想		基本計画		
5つの柱(分野別目標)	No.	施策	No.	小施策
01 人が豊かに育つ 川西の実現	1	子ども・若者	1	妊娠・出産・乳幼児支援
			2	子育て環境整備
			3	教育保育
			4	若者支援
	2	人権・ジェンダー平等・ 多文化共生	5	人権・ジェンダー平等・ 多文化共生
	3	生涯学習	6	社会教育
			7	芸術文化・スポーツ

(「第6次川西市総合計画」より)

子どもたちが幸せにいることや、そこから広がる笑顔は、世代を超えたにぎわいを生み、多くの人を幸せにする力があります。そこで、まず子どもに笑顔(幸せ)になってもらいたいという思いから、本市の施策は子ども・教育から始めます。また、人と交流する機会が減っている中、これまで以上に「人づくり」や「つながりづくり」が求められることから、個人の成長と地域社会の発展、学びと活動の好循環を生み出すことで、誰もが豊かに育つことのできる川西をめざします。

「川西市教育大綱」の基本方針

《基本方針》 ※重要施策に関連するものを抜粋

(1) 子育て・就学前教育保育 「すべての子どもたちに最良のスタートを」

- ア 遊びを中心とした学びの支援
- イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供
- ウ インクルーシブ教育保育の提供
- エ 地域社会との協働による子どもの健やかな成長の支援

(2) 学校教育 「すべての子どもたちに充実した学び、育ちを」

- ア 主体的な学びや育ちを習得できる環境の充実
- イ 互いの多様性を尊重し、つながりを大切にした協働的な学びや育ちの実現
- ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進
- エ 学校運営をみんなで考える体制の構築
- オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成
- カ 新たな部活動環境の構築に向けた社会移行の実現
- キ 学級規模、学校規模を検討し、質の高い教育環境の整備
- ク 就学前教育保育施設と学校との連携の強化
- ケ 人権教育、多文化共生教育の推進

令和7年度重要施策 一覧

総合計画の目標の実現に向けて、教育委員会が取り組む重要な施策は以下のとおりです。

その中で、**教育大綱（○）△** と表示している項目は、教育大綱の基本方針に基づき、重点的に実施する取組みです。

取組名	学校のICT機器の充実		
担当	教育保育課	教育大綱（２）ア	
【概要】	事業費	86,273万円	
学校における児童生徒1人1台のタブレット端末を更新します。また、川西養護学校、特別支援学級、少人数学級に電子黒板を拡充して配置します。			

取組名	中学校の放課後学習支援		
担当	教育保育課	教育大綱（２）ア	
【概要】	事業費	2,717万円	
子どもたちが、いつでも学び直しができるよう、中学生を対象にした民間事業者による無料学習支援を、１学期の早い段階から放課後の教室で実施します。			

取組名	部活動の社会移行の推進		
担当	教育保育課・教育総務課	教育大綱（２）カ	
【概要】	事業費	1,077万円	
中学生の放課後の活動を持続可能にするため、地域全体で 支えます。令和7年度は、中学校での活動に必要な照明機 器の整備、地域クラブの情報を管理するポータルサイトの 導入、及び低所得世帯への活動費助成を行います。			

取組名	川西養護学校スクールバス更新		
担当	インクルーシブ推進課	教育大綱（２）ウ	
【概要】		事業費	6,100万円
川西養護学校に通う川西市、猪名川町の児童生徒を送迎するスクールバスを更新するとともに、1台増やします。			

取組名	中学校自転車通学用の 駐輪場の整備		
担当	教育総務課		
【概要】	事業費	96万円	
東谷中学校区（北陵地区）で、自転車通学する生徒が使用する駐輪場を整備します。			

取組名	民間プールを活用した 水泳授業の実施		
担当	教育総務課・教育政策課	教育大綱（２）ア	
【概要】	事業費	1,162万円	
子どもたちの学習環境の充実に向けて、民間 プールを活用した水泳授業の実施校に、川西小 学校、桜が丘小学校、及び清和台中学校を新た に加えて実施します。			

取組名	市立学校のあり方検討		
担当	教育政策課	教育大綱（２）キ	
【概要】	事業費	46万円	
学校のあり方基本方針に基づき、より良い教育環境をめざし、望ましい学校規模を実現するため、清和台地区の保護者や地域住民と話し合いを進めます。			

取組名	就学前医療的ケア児のための 看護師配置		
担当	教育保育職員課・インクルーシブ推進課		教育大綱（１）ウ
【概要】	事業費	2,385万円	
医療的ケアが必要な子どもが安心して保育を受けられるよう、市立認定こども園で受け入れ体制を整えるための看護師配置を行います。			

取組名	夏季休業期間中のみの留守家庭児童育成クラブの運営業務委託		
担当	入園所相談課	教育大綱（１）イ	
【概要】	事業費	3,250万円	
待機児童対策として実施している夏季休業期間中のみの育成クラブの運営を民間事業者へ業務委託します。			

取組名	放課後児童居場所づくりの 試行実施		
担当	入園所相談課	教育大綱（１）イ	
【概要】	事業費	1,106万円	
久代小学校と桜が丘小学校をモデル校として学校施設を活用し、おとなが児童を見守り、サポートを行う放課後児童居場所づくりを試行実施します。			

取組名	R6年度整備の民間教育保育施設の運営開始		
担当	入園所相談課	教育大綱（１）イ	
【概要】	事業費	25,940万円	
R7年度より新たに開設する２施設の民間教育保育施設の運営を支援します。			

取組名	小学校へのエレベーター設置		
担当	施設マネジメント課	教育大綱（２）ウ	
【概要】	事業費	21,882万円	
バリアフリー環境を整備するため、多田東小学校、牧の台小学校にエレベーターを設置し、東谷小学校で設計を実施します。			

取組名	小中学校体育館の空調整備		
担当	施設マネジメント課		
【概要】	事業費	151,600万円	
児童生徒の教育環境向上を図るとともに、避難所である体育館の環境を改善するため、全小中学校の体育館に空調設備を整備します。			

取組名	「こどもが思いをカタチにできるプロジェクト」の実施		
担当	教育政策課	教育大綱（２）エ	
【概要】	事業費	100万円	
中学校と川西養護学校において、生徒会を中心に、子どもたちが主体的に考え、様々な意見を議論して提案し、予算を活用しながらその実現を行います。			

取組名	物価高騰対策に伴う給食非喫食者等への支援		
担当	教育政策課		
【概要】	事業費	3,500万円	
R6年度3学期の給食費を無償化するのに合わせ、長期欠席等の理由で給食を食べていない児童生徒に対しても支援を行います。			

取組名	小・中学生の多様な学びの場 （居場所）づくり		
担当	教育保育課	教育大綱（２）イ	
【概要】	事業費	517万円	
小・中学生のための多様な学びの場（仮称：学びのスペース「北部セオリア」）を配置し、社会的自立に向けた支援を行います。			

教育委員会事務局の主な取組

川西市では、すべての子どもたちの充実した学びや育ちに向けて、様々な取組を進めており、令和7年度事業のほか、これまでの主な取組内容を以下のとおりまとめています。

主体的な学びや育ちを習得できる環境の充実

取組名 ICT教育の推進

概要

令和2年度に、全小中学校及び特別支援学校に学校通信ネットワークを整備し、すべての児童生徒にタブレットPCを配備しました。また、令和5年度より、全小中学校普通教室に電子黒板を配備しました。

取組名 基礎学力の定着に向けて

概要

児童生徒の英語力向上を図るため、令和2年度に外国語の授業に配置している外国人の指導助手（ALT）を増員し、全小中学校に1名ずつ配置しました。令和5年度には、中学校において、英語・数学の基礎学力の定着を目的に全学年で少人数授業を実現するための環境づくりとして、新たに教職員を配置しました。令和6年度には、子どもたちが、いつでも学び直しができるように、中学生を対象にした民間事業者による学習支援を放課後の教室で実施しました。

取組名 「学びの深化」実践指定

概要

令和6年度、従来型の教育保育にとらわれず、多様な教育保育活動を実践する学校園所等を指定し、子どもたちの主体的な学びの実現に向けた授業改善や教育課程の見直し等を支援しました。

協働的な学びや育ちの実現

取組名 全小中学校に校内サポートルームを設置

概要

令和4年度に、全小中学校において、校内サポートルームを運営し、子どもたちに多様な居場所や学びの場を確保しました。また、児童生徒の生活・学習を支援する支援員を配置しました。令和6年度には、中学校における校内サポートルームの支援員の配置時間を拡充しました。

インクルーシブ教育保育の推進

取組名 保育施設での医療的ケア児の受入れ

概要

令和4年度に、医療的ケアが必要な子どもの受け入れが可能となるよう体制を整備し、令和5年度から、市立就学前施設で、医療的ケアが必要な子どもの受入れを行っています。

取組名 支援児サポートシステムを活用した切れ目のない教育保育の支援

概要

客観的なアセスメントに基づき、個々の発達段階に応じた適切な教育保育を提供するため、令和5年度から、支援児サポートシステムを活用しています。

学校運営をみんなで考える体制の構築

取組名 学校運営協議会の設置

概要

市内全校園に学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映させています。

人権教育の推進

取組名 「子どもの権利」を学ぶカリキュラム

概要

子どもたちが自分自身の権利について学ぶ機会を、全ての学校園所で設けるとともに、子どもの意見を尊重する仕組みづくりを進めました。

質の高い教育保育環境の整備

取組名 中学校給食の実施

概要 中学校で、特定原材料等全28品目のアレルギーに対応した米飯中心の手作り給食を開始しました。

取組名 長期休業のあり方検討

概要 令和7年度より、授業時数の見直しに伴い、春休み・冬休みを1日増やし、新たに秋休みを1日新設しました。

取組名 中学校での自転車通学の試行実施

概要 令和6年度に、清和台中学校区（けやき坂地区）及び東谷中学校区（北陵地区）で、自転車通学を試験的に実施しました。あわせて、路面表示として矢羽根を整備しました。

取組名 留守家庭児童育成クラブの充実

概要 令和6年度に待機児童の解消をめざし、民間留守家庭児童育成クラブを誘致するため、取り組みを進めてきましたが、誘致が困難な状況となりました。また、市立育成クラブにおいても運営が厳しい状況にあることから、育成クラブとは異なる新たな放課後の居場所づくりの検討を進めました。また、主任支援員を補佐する副主任支援員を配置し、運営体制の強化を図りました。

取組名 民間教育保育施設への運営支援の拡充

概要 令和6年度に新たに開設した3施設の小規模保育事業所への運営支援を行いました。また、民間教育保育施設における保育人材の確保と定着を図るための新たな支援として、採用後3年間にわたり、保育士等へ一時金を支給した施設に対する補助金を新設しました。

学校園所の主な取組

すべての子どもたちの充実した学びや育ちに向け、それぞれの学校園所で取り組んでいる主な取組内容を以下のとおりまとめています。

主体的な学びや育ちを習得できる環境の充実 / 協働的な学びや育ちの実現

取組名 子ども主体の教育保育の推進

概要 従来の一斉講義の授業だけではなく、子ども自らが「問い」を持ち、学ぶことが大切です。例えば、探究的な学習や教科横断的な学習等、多様な学習方法により子ども主体の教育保育を推進します。

取組名 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

概要 主体的・対話的で深い学びを達成するため、アナログとデジタルのそれぞれのよさを活かして、子どもたちの「個別最適な学び」と「協働的な学び」を推進していきます。

その他 子どもが夢中になる遊びを実現する保育 / 異学年学習 / 自由進度学習 /
具体的な取組 オンラインによる国際教育 / 劇を活用した表現学習 など

インクルーシブ教育保育の推進 / 人権教育の推進

取組名 多様な学びの場の確保

概要 教室での学びのみではなく、校内サポートルームや学校外での学びのスペース「セオリア」、オンライン学習等、誰もが学ぶための場所と選択肢を確保します。

取組名 インクルーシブ教育保育の推進

概要 集団及び個々の教育的ニーズに応じた配慮や支援、ユニバーサルデザインの視点を活かした授業・保育など、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識し、違いや失敗を認め合える集団をつくっていきます。

その他 0.1.2歳児の育児担当制保育 / 「子どもの人権」学習会
具体的な取組 自立活動や通級指導の充実 など

学校運営をみんなで考える体制の構築

取組名 子ども自らが創る生活

概要

子どもの日常生活において、例えば運動会や生活発表会、卒園式等の行事、校則等のルールメイキング、教育課程の内容等に対して、自ら関わり、意見を表明し、仲間と創り上げる経験を積んでいきます。

取組名 子どもと教育委員会の意見交流会

概要

子どもが自身の意見を表明する機会を通して、学校や社会の一員としての当事者意識を育み、次世代の民主主義社会の担い手の育成を図るために、子どもと教育委員会の意見交流の機会を持ちます。

その他 学級活動や児童・生徒会活動をはじめとした特別活動の充実
具体的な取組 デジタル・シティズンシップ教育の推進 / 給食献立意見交流会 など

地域社会との協働による子どもの健やかな成長の支援

取組名 就学前・小・中の交流や連携の強化

概要

子どもたちの豊かな育ちが連続してつながるように、市立園所ならびに認可された民間園所と小学校の連携を強化するための連携校園所を制定し、「川西市架け橋期カリキュラム」を作成することで、異校種連携を充実させます。

その他 地域の方との関わり（ボランティア・ゲストティーチャー等）の推進
具体的な取組 民間との連携 / 体験活動の充実 など

子どもの学びや育ちを支える教職員の育成

取組名 子どもに伴走する学校園所

概要

子ども主体の教育保育活動に取り組む学校園所や教育保育職員等の実践を市全体へ広げることで、市内の教育保育職員が主体的に学び合う同僚性を高め、子どもとともに学ぶ学校園所を目指します。

その他 教職員の資質能力の向上に資する研修 / チーム担任制
具体的な取組 柔軟な教育課程の編成 など

令和5年度の主な取組と外部有識者からの評価

令和5年度に教育委員会事務局が実施した取組の中で、特に重要なものについて、主な取組と教育行政事務評価での評価について紹介します。

基礎学力の定着に向けて

取組名 中学生が少人数で授業を受けられる環境整備

**令和5年度
取組** 市立中学校の数学もしくは外国語の授業で基礎学力定着に係る少人数指導加配教員を配置

**評価委員に
よる評価**

「簡単な計算が出来る、漢字が書ける生徒が増えた」といった基礎的な内容にフォーカスしてもよいので、直接的に成果が現れるものを目標値として設定し、教育委員会としてより明確に成果を把握する必要がある。
基礎学力の向上については、人材の確保よりもICTを活用した取り組みの方が効果的な可能性がある。担当課には引き続き検討を行っていただきたい。

すべての子どもに多様な学び方を

取組名 市内全小・中学校での校内フリースクール開設

**令和5年度
取組** 市立全小中学校への校内フリースクール設置と支援員の配置

**評価委員に
よる評価**

校内外に子どもたちの居場所をつくることはとても良い取り組みであり、今後も拡充を進めていただきたい。
市の予算で取り組んでいる部分についても、子どもたちの環境の向上や教員の負担軽減のため、国が制度化して予算化するよう、エビデンスを基に働きかけるのがよいだろう。
意義のある取り組みであるので、1つの失敗でつまづかないように、研修や情報収集には留意していただきたい。

地域との協働の推進

取組名 地域学校協働活動の推進

**令和5年度
取組** 学校運営協議会の設置、地域学校協働本部の設置

**評価委員に
よる評価**

全ての学校園で学校運営協議会の設置が完了したので、今後は学校運営協議会が目指すべき姿を教育委員会が示す必要がある。
地域に開かれた学校になっていくことは大事であるが、それによって生まれる摩擦への対応や、教職員の働き方、また支援員への報酬や活動に対する支援についても議論を重ねていかなければならない。
教育委員会の取り組みとしては次のステップに進む段階である。目標設定を明確にし、地域との協働を継続していただきたい。

ICT教育の推進

取組名 教育用ネットワーク機器の更新

**令和5年度
取組** 教職員PCの1台化、校務支援システムの拡充更新、校務の無線化、電子黒板の導入、GIGAスクール運営支援センターの開設

**評価委員に
よる評価**

ナショナルスタンダード以上の取り組みをしており、近隣市と比較しても校内ネットワークの整備が早いことは評価出来る点である。
この取り組みが教職員の業務改善にどれだけ繋がったか、また教職員の業務改善が子どもの学力向上にどれだけ寄与しているか、子どもたちの学力や教員の教え方がどう変化したか等、校内へのICTの導入により起こった変化を、定量的な側面から示すことが必要である。
情報管理に注意しながら、積極的に活用して好事例を積み重ねていただきたい。

インクルーシブ教育保育の推進

取組名 帰国・外国人幼児児童生徒に対する語学支援

**令和5年度
取組** 日本語支援を必要とする外国人児童生徒及び保護者に対する語学支援、多言語翻訳機の導入

**評価委員に
よる評価**

語学支援の対象を市が独自で就学前施設まで拡大したことにより、就学の前段階から保護者へのかかわりを含めた支援を行えるようになったことは、とても意義のあることである。
スマートフォンでも通訳をすることが可能となっている中で、人による通訳の必要性についても検証の必要がある。人による通訳と、多言語翻訳機等の機械を用いた通訳を効果的に使い分けていただきたい。
就学前後での一貫したサポートを目指し、より効果的な施策となるように進めていただきたい。

取組名 支援が必要な子どもをサポートするシステムの導入

**令和5年度
取組** 特別支援教育充実のための教育ソフト利用

**評価委員に
よる評価**

特別支援教育において、支援計画の補助から教材の作成までを、適切なアセスメントに基づき一体的に支援するソフトを活用したことは評価出来る点である。
ソフトに依存してしまうと教員の指導力の低下に繋がる恐れもあるが、若年層とベテラン層の知識・技能面において質の担保が期待でき、より質の高い教育を提供できることはメリットの1つである。
ソフトの活用促進及び活用状況の把握をしっかりと行い、その成果を検証していただきたい。

留守家庭児童育成クラブの充実に向けて

取組名 留守家庭児童育成クラブ開所日の拡充

**令和5年度
取組**

年末年始の開所日の拡充及び入学・卒業式の日々の育成クラブ開所

**評価委員に
よる評価**

保護者の就労支援・負担軽減に繋がる取り組みである。
開所日が増えたことで、市民サービスの充実に繋がっている一方で、勤務する職員にとっては負担が増えている。働き方改革の観点から、勤務する職員へのケアが出来ているかが今後重要な観点となる。
必要十分な対応を達成するため、保護者や子どもたちにアンケートを取る等、利用者の声を積極的に拾い上げながら、継続的なサービスの提供を行っていただきたい。

取組名 留守家庭児童育成クラブの待機児童対策

**令和5年度
取組**

夏季休業期間中のみの育成クラブの開設

**評価委員に
よる評価**

夏休みだけ留守家庭児童育成クラブを利用したいというニーズに対し、夏季に利用していない学校の特別教室を利用することは良い取り組みである。
学校の教室数や人材確保の問題から、公立の育成クラブで定員を増やすのが難しい中で、待機児童ゼロを達成するための1つの対応として夏季クラブの開設は有効だろう。
居場所づくりという形で、児童館等、学童以外の場所を活用することで対応していくのも1つの方法である。

民間保育施設への支援

取組名 民間保育施設等への置き去り防止対策の支援

**令和5年度
取組** 市内全園バスへの安全装置設置の補助

**評価委員に
よる評価**

川西市内の民間園のバス全11台（7園）に安全装置を設置するよう支援し、設置に至ったことは評価出来る。

本施策における市の役割として、全てのバスに安全装置が設置されているか、あるいは安全装置が適切に運用されているかといったような、指導監査に力を入れていく必要がある。

次年度以降、市としての運営支援の結果が数値で見えるように、指導監査の回数や内容等に力を入れていっていただきたい。

議案第 20 号

「川西の教育」グランドデザインについて

「川西の教育」グランドデザインについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1項の規定により議決を求める。

令和7年3月19日

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

「川西の教育」の概要を示すグランドデザインを作成の上、公表するため本案を提出する。

「川西の教育」グランドデザイン

川西市教育委員会では本市の教育・保育の方向性や取組などについて、子どもたちや保護者、職員、そして市民の皆さまに広く伝えていくために、「川西の教育」のグランドデザインを作成しました。

このグランドデザインは、川西市や川西市教育委員会がどのような教育・保育を目標にしているのか、そのためにどのような事業や取組を行っているかということ、「見やすく」「分かりやすく」デザインしたもので、学校園所の先生方と協力して編集しました。

これから、このグランドデザインに示すテーマをキーワードに、子どもたちが主体的に学び続ける教育保育をより充実できるよう実践を進めていきます。

石田 剛 教育長からのメッセージ



「グランドデザイン」とは、めざす理想の上での長期的・大局的な計画のことを言います。川西市では2024年3月に「川西市教育大綱」を策定し、今後の教育・保育の大きな方針を定めました。その大綱に基づき、2024年度からは、

- ◎子どもたちを主体とした教育・保育を推進する
- ◎学びの専門家として、主体的に学び合う『同僚性』を高める
- ◎課題を先送りせず、将来を見据えた教育・保育のあり方を協議する

の三本柱を軸に、教育委員会・学校園所が創意工夫した実践を進めてきました。

今回、これらの実践を「学びの道標(みちしるべ)(QUEST)」として、グランドデザインに取りまとめました。子どもたちの学びや遊びとともに教職員の実践も含めた活動を「冒険・探求」になぞらえ、共に学び合う基盤として活用されることを期待しています。

「川西の教育」グランドデザイン検討委員の声



川西市の教育保育が大切にしていることが保護者・職員・地域の方々と共有され、川西市に関わる全員で子どもたちが笑顔に過ごせる未来を創っていきたいです。

だれもがいきいきと自分らしく学べる「QUEST」が、子どもたちにとって新たな世界を広げていく道しるべになることを願っています。



「QUEST」を考える際に、様々な校種の先生方の取り組みや方向性などを知る機会があり、違う視点の意見や考えにとっても刺激を受けました。「QUEST」が川西市全体に分かりやすく伝わり、教職員も自分達がしている事を語れるようになればと思います。

編集

「川西の教育」グランドデザイン検討委員会

石本 朱美 / 大畑 聡 / 田中 沙羅 / 石田 真愛 / 伊瀬知 由起 / 平尾 隆太 / 濱岸 美佐子 / 世良 和史 / 森 優太 / 西内 健弘 / 山崎 岳 / 成田 直 / 大野 貴史 / 星野 圭祐 / 辻 常路 / 東 摩耶 / 岡崎 薫 / 酒井 恵 / 山本 良佑 / 帯刀 嵩史 / 林 真由

川西市教育委員会事務局 広報戦略プロジェクトチーム

榎本 竜也 / 野田 悠介 / 橋本 悠樹 / 山本 稔也 / 西川 聖美 / 山平 成洋 / 刀禰 雅子 / 高橋 隆一 / 山下 妙 / 松村 陸

発行

川西市教育委員会事務局 教育推進部
〒666-8501 兵庫県川西市中央町12-1



072-740-1254(教育保育課)
平日:9時~17時

「川西の教育」グランドデザイン

学びの道標



2025年4月

川西市教育委員会

QUESTION

まなぶ

～学びのレベルアップ～

一人ひとりが学びに没頭しながら、自分も仲間もレベルアップしていきます！

子ども主体の教育保育の推進

従来の一斉講義の授業だけではなく、子ども自らが「問い」を持ち、学ぶことが大切です。例えば、探究的な学習や教科横断的な学習等、多様な学習方法により子ども主体の教育保育を推進します。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

主体的・対話的で深い学びを達成するため、アナログとデジタルのそれぞれのよさを活かして、子どもたちの「個別最適な学び」と「協働的な学び」を推進していきます。

子どもが夢中になる遊びを実現する保育
異学年学習 / 放課後学習支援 / 自由進度学習
オンラインによる国際教育 / 劇を活用した表現学習



QUEST

学びの冒険に出発

学びは、みんなが同じ道を進むものではなく、自分のルートを見つける旅。「QUEST」は、そんな多様な学びのあり方を大切に、みんなが成長できる環境をつくる取り組みを表しています。

TRANSFORM

ととのえる

～学びの冒険を支える～

ほっとしたい時や挑戦したい時、一人で頑張りたい時や仲間と協力したい時、子どもたちの心に寄り添い、育つ環境を整えていきます。

多様な育ちや学びを支える環境

ICT機器の拡充など、子どもの気づきや疑問に即応できる環境を整え、子どもにとってよりよい学びを提供するだけでなく、教育保育職員による子どもたちへの豊かな支援につながることを目指します。

子どもに伴走する学校園所

子ども主体の教育保育活動に取り組む学校園所や教育保育職員等の実践を市全体へ広げることで、市内の教育保育職員が主体的に学び合う同僚性を高め、子どもとともに学ぶ学校園所を目指します。

教職員の資質能力の向上に資する研修 / チーム担任制
学級および学校規模の検討 / 柔軟な教育課程の編成
中学校での少人数授業の推進 / 放課後の居場所づくり



UNITE

つつむ

～豊かな仲間とともに～

ありのままの自分、多様な仲間、誰もが大切にされ、関わり合って育っていきます。

多様な学びの場の確保

教室での学びのみではなく、校内サポートルームや学校外での学びのスペース「セオリア」、オンライン学習等、誰もが学ぶための場所と選択肢を確保します。

インクルーシブ教育保育の推進

集団及び個々の教育的ニーズに応じた配慮や支援、ユニバーサルデザインの視点を活かした授業・保育など、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識し、違いや失敗を認め合える集団をつくっていきます。

0.1.2歳児の育児担当制保育 / 「子どもの人権」学習会
自立活動や通級指導の充実 / 切れ目のない支援体制の構築



ENGAGE

たずさわる

～一人ひとりが主人公～

誰もが主人公だからこそ、自らの権利を知り、思いを語り、自分たちの生活を創っていきます。

子ども自らが創る生活

子どもの日常生活において、例えば運動会や生活発表会、卒園式等の行事、校則等のルールメイキング、教育課程の内容等に対して、自ら関わり、意見を表明し、仲間と創り上げる経験を積んでいきます。

子どもと教育委員会の意見交流会

子どもが自身の意見を表明する機会を通して、学校や社会の一員としての当事者意識を育み、次世代の民主主義社会の担い手の育成を図るために、子どもと教育委員会の意見交流の機会を持ちます。

学級活動や児童・生徒会活動をはじめとした特別活動の充実
デジタル・シティズンシップ教育の推進 / 給食献立意見交流会



SHARE

つながる

～出会いを拡げ経験を紡ぐ～

素敵な出会いはあちこちに。地域を中心とした川西市全体が子どもたちの育つ場でもあり、活躍する場でもあります。

就学前・小・中の交流や連携の強化

子どもたちの豊かな育ちが連続してつながるように、市立園所ならびに認可された民間園所と小学校の連携を強化するための連携学校園所を制定し、「川西市架け橋期カリキュラム」を作成することで、異校種連携を充実させます。

部活動の社会移行

生徒のニーズが専門化・多様化していることに加え、今までと変わらない活動を行えるよう、また、新しい活動に挑戦できる環境を整えられるように、持続可能な形として、部活動の社会移行を進めています。

地域の方との関わり(ボランティア・ゲストティーチャー等)の推進
民間との連携 / 体験活動の充実 / 学校運営協議会の充実

